平成30年第2回潟上市議会臨時会会議録(1日目)

○開 会 平成30年 5月15日 午前10:00

○閉 会 午前11:06

○出席議員(16名)

鈴木壮二 1番 2番 戸 3番 菅 理恵子 田 俊樹 原 4番 瓜 生 望 5番 斌次郎 6番 佐 藤 敏 雄 鈴 木 7番 鐙 仁 志 8番 中 Ш 光 博 9番 澤 井 昭二郎 藤義久 11番 伊 典 男 10番 佐. 藤 正吉 12番 藤 原 17番 16番 玉 雄 13番 堀 井 克 見 大 谷 貞廣 児 春 18番 西 村 武

○欠席議員(2名)

14番 菅 原 秀 雄 15番 小 林 悟

○説明のための出席者

市 長 原 一 成 副 市 長 栗山 降 昌 藤 育 教 長 藤 素 子 総務部長 菅 原 靖 仁 工 孝 子 市民福祉部長 藤 巧 福祉事務所長 伊 鐙 産業建設部長 児 玉 正 生 水道局長 藤 原 久 基 教育部長 総務課長 菅 原 剛 米 谷 裕 財 政 課 長 藤 企画政策課長 千 葉 樹 伊 貢 秀 学 税務課長 櫻 庭 輝 雄 長寿社会課長 鈴木

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 門 間 正 博 議会事務局次長 伊 藤 国 栄



平成30年第2回潟上市議会臨時会日程表(第1号)

平成30年 5月15日(1日目)午前10時開会

会議並びに議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 承認第2号 専決処分の承認について(平成29年度潟上市一般会計補正 予算(第10号))

日程第 4 承認第3号 専決処分の承認について(潟上市市税条例等の一部を改正する条例)

日程第 5 承認第4号 専決処分の承認について(潟上市国民健康保険税条例の一部 を改正する条例)

日程第 6 同意第2号 潟上市監査委員の選任について



午前10時00分 開会

○議長(西村 武) おはようございます。傍聴者の皆様、朝早くからご苦労様でございます。

ただいまの出席議員は16名です。

なお、14番菅原秀雄議員及び15番小林 悟議員は、所用のため欠席の届け出がありま すのでご報告を致します。

定足数に達しておりますので、これから平成30年第2回潟上市議会臨時会を開会します。

ここで、藤原市長より発言の申し出がありますので、これを許します。藤原市長。

○市長(藤原一成) 本日、平成30年第2回臨時会を開催致しましたところ、議員各位に はご多忙のところご出席を賜り、誠にありがとうございます。

審議に先立ち、提出案件の概要について申し上げます。

初めに、専決処分の承認について申し上げます。

一般会計補正予算について、特別交付税の確定により、平成30年3月30日付で専決処分を致しました。また、平成30年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、潟上市市税条例、潟上市国民健康保険税条例の一部改正を同日付で専決処分したことから、議会の承認を求めるものであります。

詳細については、この後、担当部長より説明させます。

さらに、潟上市監査委員の選任についての人事案件を提出しております。

適切なるご審議、ご決定を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

○議長(西村 武) これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

【日程第1、会議録署名議員の指名】

○議長(西村 武) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、5番鈴木斌次郎議員、6番佐藤敏 雄議員を指名致します。

【日程第2、会期の決定】

○議長(西村 武) 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員会において審査の結果、本日1日と したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日と決定致します。 【日程第3、承認第2号 専決処分の承認について(平成29年度潟上市一般会計補正予 算(第10号))】

○議長(西村 武) 日程第3、承認第2号、専決処分の承認について(平成29年度潟上市一般会計補正予算(第10号))を議題とします。

承認第2号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長(菅原靖仁) それでは、第2回潟上市議会臨時会提出議案についてご説明申 し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

承認第2号、専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年5月15日提出 潟上市長 藤原一成

次のページをお願い致します。

専決処分書

平成29年度潟上市一般会計補正予算(第10号)を別冊のとおり定めることについて、 地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成30年3月30日 潟上市長 藤原一成

別冊の平成29年度潟上市一般会計補正予算書(第10号)の1ページをお願い致します。 平成29年度潟上市一般会計補正予算(第10号)は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出そ れぞれ4,766万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ157億2,720万 3,000円とするものでございます。

4ページをお願い致します。

歳入予算について申し上げます。

9款1項1目地方交付税は4,766万2,000円の追加で、特別交付税でございます。交付 決定額と予算計上済み額の差額を計上するもので、平成29年度の特別交付税額は4億 4,766万2,000円でございます。

歳出予算について申し上げます。

2款1項16目基金費は4,766万2,000円の追加で、財政調整基金積立金でございます。

平成29年度末の財政調整基金の残高は、21億5,074万1,000円でございます。 以上でございます。

- ○議長(西村 武) これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番戸田俊樹議員。
- ○2番(戸田俊樹) 特別交付税がこの時期に交付されるというその理由といいますか、なぜ、まあ大雪のためか、それとも私どもではちょっと、この時期にこれだけの特交が入るというのは想像できておりませんでしたので、その辺のところちょっと少し説明をいただきたいと思います。
- ○議長(西村 武) 栗山副市長。
- ○副市長 (栗山隆昌) ただいまの戸田議員のご質問にお答え致します。

毎年度、特別交付税につきましては、かなり確定通知が遅れてまいります。ですから、どうしてもこういう形で最終的には今回専決という形になりましたけれども、そういう形で予算化して差額を基金に積み立てるということをさせていただいております。まず今回であれば、ちなみに決定通知が入りましたのが3月23日ということでございますので、22日まで3月定例会があったということを考えますと、なかなかその後臨時会というのもきついなということで、今回は専決処分という形にさせていただきました。

- ○議長(西村 武) 2番戸田俊樹議員。
- ○2番(戸田俊樹) 副市長の説明でわかりましたけれども、こういう場合、最終のこの 特交の通知がこういうふうに遅れたというのは、もう国会の関係なのか、それとも一般 的にはもっと早く、例年であればもっと早くなってるのか、その辺の従前の慣行上はど うなってるのか。この特交の内容はどうだったのか。それをもうちょっと、もう少し詳 しくお願いします。
- ○議長(西村 武) 栗山副市長。
- ○副市長(栗山隆昌) 再質問にお答え致します。

特別交付税の確定につきましては、例年この時期ということになっております。それで、特別交付税の内訳ということでございますけども、なかなか、何を積算してこの数字になってるかというのは示されておりません。ただ、うちの方でつかんでおりますのが、例えば除雪費というものが多いのかなというふうに思っております。あと通常でありますと、内訳なしの部分がかなりの部分を占めておりまして、87%、あとは震災の絡みですとかがございます。ですから今回の場合ですと、大きいものでは組合病院の補助金等、これは積算に入っております。1,500万円。あとは文化財の絡みで1,800万円とい

うような形で入ってますが、ほとんどが内訳が示されずに交付されていると。確かに、 ほかの方で災害等がありますとそちらに配分が回っていきますので、今回の場合は減額 になってるということになります。

以上でございます。

- ○議長(西村 武) ほかにございませんか。12番藤原典男議員。
- ○12番(藤原典男) 交付税ということですけれども、このほかに平成29年度分でまだ もらえる交付税、まあ名前はわからないんですけれども、交付税というのはあともうこ れで終わりで、ほかはないということですか。そこら辺どうでしょう。
- ○議長(西村 武) 菅原総務部長。
- ○総務部長(菅原靖仁) 藤原議員のご質問にお答えします。

交付税というのは特別交付税が3月の最後で4,766万2,000円で、その前に普通交付税が入ってきております。これが58億2,323万円となっております。これで最後であります。

以上です。

○議長(西村 武) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから承認第2号を採決します。本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立全員です。したがって、承認第2号は、原案のとおり承認する ことに決定致しました。

【日程第4、承認第3号 専決処分の承認について(潟上市市税条例等の一部を改正する条例)】

○議長(西村 武) 日程第4、承認第3号、専決処分の承認について(潟上市市税条例等の一部を改正する条例)を議題とします。

承認第3号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長(菅原靖仁) それでは、議案書の3ページをお開き願います。

承認第3号、専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第

3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年5月15日提出 潟上市長 藤原一成 次のページをお願い致します。

専決処分書

潟上市市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方 自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成30年3月31日 潟上市長 藤原一成

次のページをお願い致します。また、参考資料の2ページから47ページに新旧条例の 対照表を添付しております。

それでは、改正理由と主な改正内容について申し上げます。

改正理由につきましては、地方税法の一部を改正する法律等が平成30年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたため、条例の関係部分を改正し、専決処分したものでございます。

主な改正内容でございますが、1つ目は、「個人住民税における給与所得控除等の見直し」でございます。「働き方改革」を後押しの観点から個人給与所得の控除・公的年金等の見直しを図りつつ、一部を基礎控除に振り替えるなどの対応が行われます。具体的には、平成33年度分個人住民税から給与所得控除・公的年金控除を引き下げとともに、基礎控除を同額引き上げるものとして「33万円」から「43万円」に改めるものでございます。

2つ目は、「固定資産税の負担調整措置及び新築住宅に係る減額措置の延長」でございます。平成30年度の評価替えに際し、固定資産税が急激に上昇し税負担が重くなり過ぎないよう調整するものとして現在行われている固定資産税の負担調整措置を3年間延長するもの及び、住宅取得の初期負担を軽減し、居住水準の良質な住宅形成を図るため新築住宅に係る軽減措置を2年間延長するものでございます。

3つ目は、「たばこ税の税率の見直し」でございますが、税率を平成30年10月1日より1,000本当たり5,692円、6,122円、6,552円と3段階で引き上げるもの及び加熱式たばこの課税方式を見直すものでございます。加熱式たばこについては、課税の公平性の観点から今後5年間で税負担を紙巻きたばこに近づけるものでございます。

税収については、平成29年度ベースとして試算したところ、3段階で約3,700万円の増額となります。

なお、平成31年度は消費税増税のため引き上げはございません。 以上でございます。

- ○議長(西村 武) これから質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。
- ○12番(藤原典男) 固定資産税のことについて伺いますけれども、新築の場合、減額 措置を延長するということなんですが、これは対象世帯数、それから対象になってる世 帯に対して改めて報告するのかどうか、通知するのか、そこら辺のことについて伺いた いと思います。
- ○議長(西村 武) 栗山副市長。
- ○副市長 (栗山隆昌) 藤原典男議員のご質問にお答え致します。

対象世帯数ということでございますけども、これは今後新築される方、今年ですね、 される方が対象になります。それが延長されますので、件数はまだ把握できておりま せん。それから、新築軽減につきましては、本人からの申請でなくて、うちの方で調査 しましてその上で新築軽減を行うということですから、本人の負担はないということで ございます。

いいですか。違います。

- ○議長(西村 武) 12番藤原典男議員。
- ○12番(藤原典男) 今年からの建てる方が対象だということで、去年建てた方は関係ないということですか。それから、通知はするのかどうかというふうなことも、対象の世帯に、そこら辺も聞きましたけれども。
- ○議長(西村 武) 栗山副市長。
- ○副市長(栗山隆昌) 再質問にお答え致します。

先ほど言いましたのは、あくまでも延長でございますので、昨年建設された方についても、新築された方も当然軽減を受けられるということでございまして、今回出ました固定資産税の納付書の中でその部分は軽減されて納付書が発送されているということでございます。ですから、それも引き続き今後も延長しますと、そういうことでございます。

- ○議長(西村 武) ほかにございませんか。質疑ございませんか。2番戸田俊樹議員。
- ○2番(戸田俊樹) ちょっとお尋ねしたいんですけども、給与所得者等に対する控除額 を公的年金や健康保険等の関係で33万円から43万円に変えると。結果は給与所得者に とっては非常にプラスになるということになって、よいとは思うんですけども、じゃあ

潟上市の就労人口の中でこの割合はどうなって、一般会計上の歳入の市民税の段階では どういうふうに増減があるのか。この辺のところについてちょっとご説明をいただきた いと思います。

- ○議長(西村 武) 栗山副市長。
- ○副市長(栗山隆昌) 戸田議員のご質問にお答え致しますが、今、給与所得と年金の占める割合というお話だと思いますけども、まず8割、9割、今実際の数字つかんでおりませんのでご説明できませんが、おおむね8割、9割はそういう給与所得者という捉え方をしてます。所得の場合ですね。そして残りの、今回のこの所得控除が10万円下がります。基礎控除が10万円上がりますということは、行ったり来たりの関係で本人負担はゼロと、変わらないということなんですが、それ以外のほかの事業所得等がございますので、その方々は基礎控除のみが上がるわけですから減税になるわけです。その対象者としましては、現在254人という試算をしてます。そして、その影響額は372万円ということで捉えているところでございます。
- ○議長(西村 武) ほかにございませんか。10番佐藤義久議員。
- ○10番(佐藤義久) 新築関係でお伺いしたいと思いますが、昨年度の建築件数は何件 でしたでしょうか。対象なるっていうことで説明でしたけども。
- ○議長(西村 武) 栗山副市長。
- ○副市長(栗山隆昌) すいません、今の佐藤議員のご質問でございますけども、対象の 件数につきましては、昨年度の件数、現在までちょっと持ってませんので後でお知らせ したいと思います。
- ○議長(西村 武) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから承認第3号を採決します。本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(替成者起立)

○議長(西村 武) 起立全員です。したがって、承認第3号は、原案のとおり承認する ことに決定致しました。

【日程第5、承認第4号 専決処分の承認について(潟上市国民健康保険税条例の一部を 改正する条例)】 ○議長(西村 武) 日程第5、承認第4号、専決処分の承認について(潟上市国民健康 保険税条例の一部を改正する条例)を議題とします。

承認第4号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長(菅原靖仁) それでは、議案書の26ページをお開き願います。

承認第4号、専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年5月15日提出 潟上市長 藤原一成

次のページをお願い致します。

専決処分書

潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成30年3月31日 潟上市長 藤原一成

次のページをお願い致します。また、参考資料の49ページから54ページに新旧条例の 対照表を添付しております。

それでは、改正理由と主な改正内容について申し上げます。

改正理由につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成30年3月31日 に公布され、同年4月1日に施行されたため、条例の関係部分を改正し、専決処分した ものでございます。

主な改正内容でございますが、1つ目は、国民健康保険税の医療分の課税限度額を「54万円」から「58万円」に改めるものでございます。これに伴い、平成29年度をベースとして試算したところ、限度超過世帯数が6世帯減となり、税収はその分209万円が増となります。

2つ目は、国民健康保険税の低所得者世帯の軽減措置の拡大でございます。現在、低所得者世帯に対し、法定軽減として平等割額と均等割額を7割、5割、2割軽減をしておりますが、そのうちの5割軽減及び2割軽減の軽減判定所得の基準額を引き上げるもので、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗ずべき金額を「27万円」から「27万5,000円」に、2割軽減については「49万円」から「50万円」に改めるものでございます。

なお、平成29年度をベースとして試算したところ、2割軽減世帯が3世帯増で影響額

が約12万円、5割軽減世帯が16世帯増で影響額が約75万円となります。また、この財源 につきましては、保険基盤安定繰入金で全額補填されるものでございます。

以上でございます。

○議長(西村 武) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから承認第4号を採決します。本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立全員です。したがって、承認第4号は、原案のとおり承認する ことに決定致しました。

【日程第6、同意第2号 潟上市監査委員の選任について】

○議長(西村 武) 日程第6、同意第2号、潟上市監査委員の選任についてを議題と致 します。

地方自治法第117条の規定により、9番澤井昭二郎議員の退席を求めます。

(9番 澤井昭二郎議員 除斥)

- ○議長(西村 武) 同意第2号について、提出者の説明を求めます。藤原市長。
- ○市長(藤原一成) それでは、議案書の30ページをお願い致します。

本日、机上に30ページの差し替えの資料がありますので、本日配付したものをご覧ください。

同意第2号、潟上市監査委員の選任について

下記の者を潟上市監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住 所 潟上市昭和豊川竜毛字轌田15番地

氏 名 澤井昭二郎

生年月日 昭和22年1月26日

平成30年5月15日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、平成30年2月21日付で潟上市監査委員の菅原久和氏が任期 満了となったので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を得て選任し なければならないものであります。 裏面の略歴をご覧ください。

澤井氏は、昭和町議会議員、潟上市議会議員及び一部事務組合議会議員を長年にわたり務めております。また、大変誠実かつ勤勉な方であり、監査委員として適任と考えておりますので、何とぞご同意のほど宜しくお願い致します。

任期につきましては、本日より平成34年2月21日までとしております。 以上でございます。

○議長(西村 武) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから同意第2号を起立により採決します。

(「議長」の声あり)

- ○議長(西村 武) 8番中川光博議員。
- ○8番(中川光博) 本件同意第2号は人事案件ですので、投票による採決を求めたいと 思います。
- ○議長(西村 武) 投票とすれば、記名投票か無記名投票ですか。
- ○8番(中川光博) 無記名による投票を求めたいと思います。
- ○議長(西村 武) それでは、3人以上の方の賛成者がいなきゃいけないです。ほかに 賛成する方。
- ○8番(中川光博) 同意する方いれば。人事案件ですので投票による採決をお願いした いと思います。

(賛成者挙手)

○議長(西村 武) 今、ただいま3人いるから無記名投票になるな。3人でいいんだ、 3人。だから同意する人、2人ね。だからそれでいいです。

それで、同意の件については採決は無記名投票との要求がありましたので、皆さんこれにご異議ございませんか。

(「議長」の声あり)

- ○議長(西村 武) 13番堀井議員。
- ○13番(堀井克見) 人事であるというふうな発言も今ありましたけれども、むしろ人 事であるがゆえに非常に大事な、一人一人の議員の意思表示が大変大事でありますから、 きちっと市民からもどう意思表示したかわかるように、私は記名投票を、投票にしても

記名投票するというふうな方向でお願いしたいと思います。

○議長(西村 武) それでは、こちらの議長の方から、この記名投票の要求3名以上がある場合、無記名投票と記名投票が同時にある場合は……今、堀井議員からの記名投票の要求がありましたので、この賛成者、じゃあやはり同じく3名いなきゃいけないので、同意する方はひとつ。

(「確認してください。同意する方。」の声あり)

○議長(西村 武) 堀井議員に対しての、記名投票だな、記名投票に対する賛成者です。 その賛成者3名いなきゃいけないので。

(「3名でないでしょう。」の声あり)

○議長(西村 武) だから。

(「賛同する人2人いればいいでしょう。」の声あり)

○議長(西村 武) そうそう、3名いなきゃいけないので、賛成の方はひとつ挙手して ください。

(賛成者举手)

○議長(西村 武) 暫時休憩します。今こちらの方で整理しますので。

午前10時33分 休憩

......

午前10時37分 再開

○議長(西村 武) 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

無記名投票と記名投票が同時にあるときは、いずれの方法によるかを会議規則第70条第2項の規定により無記名投票で決めることとなっております。初めに要求がありました無記名投票についてから採決を行います。無記名投票に賛成する方は「賛成」と、反対する方は「反対」と記載願います。

念のために申し上げます。賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第72条第2項の規定により否とみなします。

なお、無記名投票について過半数の賛成を得られなかった場合は、記名投票について 改めて採決することになりますので宜しくお願い致します。

議場の閉鎖を命じます。

(「議長、休憩してもらえねえか。休憩。」の声あり)

○議長(西村 武) じゃあ暫時休憩します。

午前10時39分 休憩

.....

午前10時51分 再開

○議長(西村 武) それでは、会議を再開します。 議場の閉鎖を命じます。

(議場出入口閉鎖)

○議長(西村 武) ただいまの出席議員は議長を除いて14名です。 投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

(「議長」の声あり)

- ○議長(西村 武) 藤原典男議員。
- ○12番(藤原典男) 投票の仕方、丸とばつだってことですか。それとも賛成か反対 かってことを書かないといけないんですか。
- ○議長(西村 武) それはあのね、無記名投票にするかどうかの。
- ○12番(藤原典男) いや、その書き方。
- ○議長(西村 武) 議長を除いてだや。15人。

本人を除斥してるから14人。

よろしいですか。無記名投票に賛成する方は「賛成」と、反対する方は「反対」と記載願います。

皆さんよろしいですか。

それでは、投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(西村 武) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長(西村 武) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 投票漏れなしと認め、投票を終了します。

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定によりまして、立会人に7番 鐙 仁 志議員、8番中川光博議員、10番佐藤義久議員の3名を指名します。よって、3名の立 ち会いをお願いします。

(開票)

○議長(西村 武) 投票の結果を報告します。

投票総数が14票でございまして、すべて有効投票です。

有効投票のうち、賛成が8票、反対が6票。以上のとおり賛成多数です。したがって、 同意第2号は、無記名投票で採決することに決定致しました。

これから同意第2号を無記名投票で採決します。

ただいまの出席議員は議長を除いて14名です。

投票用紙を配付しますので、同意することに賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) もう一度確認しますけれども、同意することに賛成の方は「賛成」 と、反対する方は「反対」と記載願います。

配付漏れはなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(西村 武) 投票箱を点検の結果、異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長(西村 武) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定によりまして、立会人に11番伊藤正吉議員、12番藤原典男議員、13番堀井克見議員の3名を指名します。よって、3名の立ち

会いをお願いします。

(開票)

○議長(西村 武) 投票の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票数14票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、賛成 9 票、反対 5 票。以上のとおり賛成多数です。したがって、同意第 2 号は、同意することに決定致しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場出入口開鎖)

○議長(西村 武) ここで、先ほど除斥されました澤井昭二郎議員の除斥を解きます。 暫時休憩します。

(9番 澤井昭二郎議員 復斥)

午前11時05分 休憩

.....

午前11時06分 再開

○議長(西村 武) 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもちまして、平成30年第2回潟上市議会臨時会を閉会します。

どうもご苦労様でございました。

午前11時06分 閉会

署名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

平成 年 月 日

潟上市議会議長 西村 武

" 署名議員 鈴 木 斌次郎

署名議員 佐藤敏雄